



1-1 計画の背景と目的



本市では、人口減少と少子高齢化の進展や都市の低密度化、公共施設の老朽化等に伴い、都市機能の低下や公共施設の維持更新費の増大が懸念されており、将来的に生活サービスや地域コミュニティを維持することや、財政面で都市経営を持続することが困難になる可能性があります。

このような中、国においては、平成26年（2014年）に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

厳しい財政状況下にあっても持続可能な都市経営を可能にするためには、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の推進により、商業、医療、福祉等の都市機能や公共交通を再編し、居住を誘導することで、集約型の都市構造に転換していく必要があります。

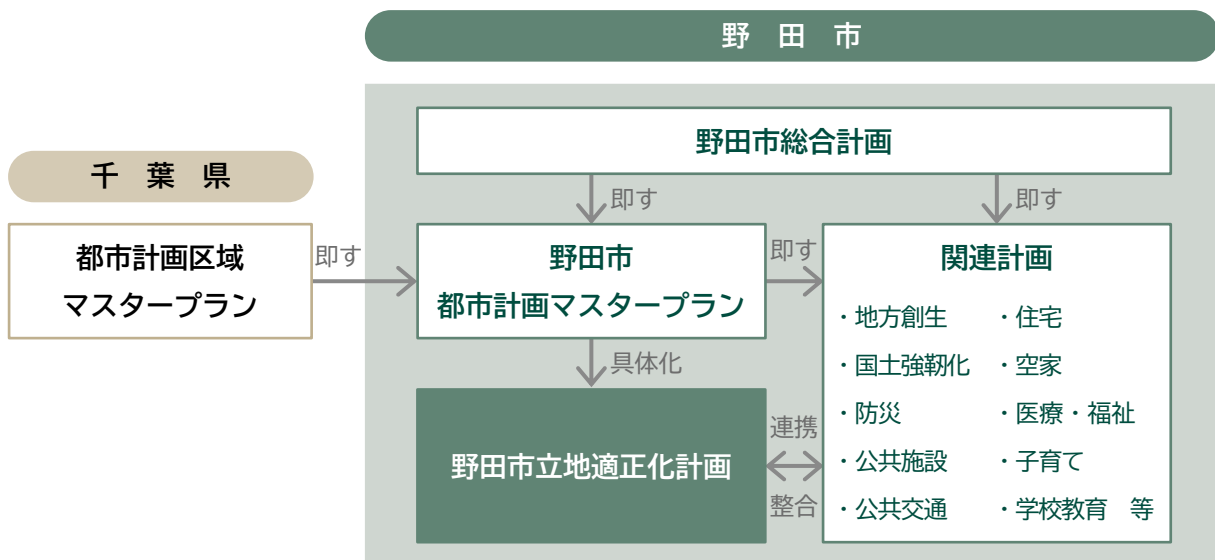
このため、「野田市立地適正化計画」は、人口減少社会に対応した持続可能な都市構造の構築を目指し、誰もが暮らしやすいコンパクトシティを実現することを目的として策定するものです。



1-2 計画の位置付け

本計画は、上位計画である千葉県の「都市計画区域マスタープラン」や、本市の「野田市総合計画」、「野田市都市計画マスタープラン」に即すとともに、本市の分野別計画である「野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、「野田市国土強靱化地域計画」等との連携・整合を図ります。

■ 計画の位置付け





1-3 計画の期間

計画の期間は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望*¹するため、令和 8 年度（2026 年度）から令和 27 年度（2045 年度）までの 20 年間とします。

また、今後の社会情勢の変化や上位・関連計画等との整合を図るため、必要に応じて本計画の見直し・変更を行うものとします。

※1 国では「立地適正化計画はおおむね 20 年後の都市の姿を展望すること」としています。



1-4 計画の対象区域

計画の対象区域は、都市全体を見渡す観点から、野田都市計画区域の全域とします。

■ 計画の対象区域

